

岩手・青森県境不法投棄事案（岩手県エリア）  
における特定産業廃棄物に起因する支障の除  
去等の実施に関する計画

平成 16 年 1 月 21 日 環境大臣同意

平成 25 年 3 月 26 日 環境大臣変更同意

平成 30 年 3 月 26 日 環境大臣変更同意

岩 手 県



## 目 次〔略〕

<b>I 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案</b> . . . . .	P 1
1 事案の名称	
2 事案の概要	
3 投棄期間（特定産業廃棄物の該当事由）	
4 投棄量等 . . . . .	P 2
5 両県の本事案に関する認識と対策方針の共有	
(1) 合同検討委員会	
(2) 現場特性の認識	
(3) 対策方針の共有	
(4) 原状回復対策協議会	
<b>II 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向</b> . . . . .	P 4
1 特定産業廃棄物の早期処理の必要性	
(1) 基本的な考え方	
(2) 医療機関から排出された廃棄物の確認	
(3) 地域住民等の動き	
2 支障の除去等の考え方 . . . . .	P 5
(1) 支障の除去等の考え方	
(2) 支障の除去の目標及び完了確認手法	
(3) 有害廃棄物の優先除去	
(4) 支障の除去に当たっての汚染拡散防止対策	
<b>III 特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項</b>	. . . . . P 7
1 特定支障除去等事業の対象（事業範囲の確定）	
2 特定支障除去等事業の実施予定期間	
3 特定支障除去等事業における処理の方法に関する計画 . . . . .	P 8
(1) 投棄の状況	
(2) 基本的な処理方法	
(3) 特定産業廃棄物の処理	
① 撤去	
② 運搬	
③ 処理	
(4) 汚染拡散防止対策	
① 緊急的対策	
② 処理中の対策	
③ 長期的対策	
(5) 地下水汚染対策	

- (6) その他安全対策等
- (7) 青森県との連携
- (8) 環境再生

4 特定支障除去等事業に要する費用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 4

- (1) 事業費
- (2) 費用の徴収の見込及び実績

**IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し県が講じた措置及び講じようとする措置の内容**

・・・・ P 1 6

1 行為者の責任追及

(1) 行為者に関する事項

- ① 行為者その1＝三栄化学工業の許可の経緯及び事業の実施状況
- ② 行為者その2＝三栄興業
- ③ 行為者その3＝縣南衛生
- ④ 行為者その4＝東奥環境㈱

(2) これまでの県の対応と措置の状況

- ① 当該事案発覚の経緯
- ② 警察本部による捜査、立件
- ③ 三栄化学の許可取消

(3) これまでに県が講じた措置と行為者の対応

- ① 措置命令等の状況
- ② 措置命令以外の行政対応の状況
- ③ 行為者の対応状況

2 排出事業者等の責任追及の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 2

- (1) 排出事業者等の責任追及の考え方
- (2) 排出事業者等の把握調査の状況
- (3) 調査結果と対応の状況

3 今後講じようとする措置（求償措置含む）等について・・・・・・・・ P 2 3

- (1) 行為者の措置命令の履行の確保
- (2) 排出事業者等に対する責任追及
  - ① 措置命令又は納付命令による責任追及について
  - ② 排出事業者等からの自主的な措置の申出について

**V 県における対応状況の検証、不適正処分の再発防止策**・・・・・・・・ P 2 4

1 県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会の設置

- (1) 設置目的
- (2) 「行政責任」の主体
- (3) 検証の視点
- (4) 調査の対象

2 検証委員会における検証結果

- (1) 平成 8 年 11 月 5 日になされた三栄化学に対する収集運搬業の 20 日停止処分
- (2) 収集運搬業の 20 日間停止処分後のフォロー
- (3) 平成 12 年 2 月 7 日になされた三栄化学に対する収集運搬業の更新許可
- (4) 平成 12 年 6 月 22 日以降の数次に渡る措置命令・改善命令
- (5) 平成 12 年 8 月 23 日になされた三栄化学に対する収集運搬業の許可取消処分
- (6) 関係機関との連携

**3 検証委員会における検証期間以後（平成 12 年 8 月 24 日以降、平成 25 年 1 月 31 日まで）の本県の対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 6**

**4 不適正処分の再発防止策**

- (1) 関係機関との連携の強化
  - ① 国との連携強化
  - ② 都道府県相互間の連携強化
  - ③ 県機関相互の連携の強化
  - ④ 市町村等との連携の強化
- (2) 危機管理の徹底と職員研修の改善
  - ① 組織面の機能強化
  - ② 指導監督担当職員等の養成など
- (3) 早期発見・早期対応の徹底
- (4) 行政処分等の積極的な公表
  - ① 行政処分の取扱い
  - ② 地域住民への対応
- (5) 廃棄物処理法の不備を補完する条例の制定
  - ① 「循環型地域社会の形成に関する条例」
  - ② 「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」（北東北三県共同）
  - ③ 「岩手県産業廃棄物税条例」（北東北三県共同）

**5 排出事業者等の責任追及における都道府県等相互の協力及び連絡調整・・・・・・・・ P 2 9**

**6 特定支障除去等事業実施以降において県が講じた措置に対する検証・・・・・・・・ P 3 0**

- (1) 原因者及び排出事業者等への責任追及に関する意見
  - ① 行為者に対する責任追及について
  - ② 排出事業者等に対する責任追及について
  - ③ その他
- (2) 不適正処分の再発防止策に関する意見

**VI その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要事項・・・・・・・・ P 3 2**

- 1 支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項**
  - (1) 水系への影響の配慮
  - (2) 大気等への影響の配慮
- 2 都道府県等の相互の協力及び連絡調整**
- 3 実施計画策定に当たって住民の意見等が反映される必要な措置**



岩手・青森県境不法投棄事案の岩手県側エリアにおける、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第 4 条の規定に基づく実施計画（以下「岩手県実施計画」という。）を次のとおり定める。

## **I 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案**

### **1 事案の名称**

岩手・青森県境不法投棄事案（岩手県エリア）

### **2 事案の概要（詳細はIV参照）**

不法投棄現場は、青森県田子町（11 ヘクタール）と岩手県二戸市（16 ヘクタール）に跨る計 27 ヘクタールの土地で、当該土地の青森県側で産業廃棄物処分業（中間処理（堆肥化）、最終処分）の許可を受けて事業を行っていた三栄化学工業(株)（本社：青森県八戸市・以下「三栄化学」という。）が、中間処理により製造した堆肥偽装物等を不法投棄していたものである。

平成 11 年 11 月 30 日に岩手・青森両県警の合同捜査本部が強制捜査を行ったところ、縣南衛生(株)（本社：埼玉県戸田市・以下「縣南衛生」という。）も共謀して不法投棄を行っていた事実が判明したことから、両法人及びその代表取締役が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑で起訴され、平成 13 年 5 月、盛岡地方裁判所は両法人を罰金 2 千万円（確定）、縣南衛生の代表取締役であった依田清孝を、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 1 千万円に処する判決を下した。なお、両法人の刑が確定した後、依田清孝は判決を不服として最高裁判所に上告したが、平成 16 年 6 月 18 日に上告が棄却され刑が確定している。（三栄化学の代表取締役であった源新信重は保釈中に自殺し公訴棄却）。

### **3 投棄期間（特定産業廃棄物の該当事由）**

本現場における不法投棄物は、下記の理由により特別措置法第 2 条第 1 項に規定する「特定産業廃棄物」に該当する。

- (1) 本現場（青森県側を含む。）における不法投棄の始期は確定していないが、平成 3 年 1 月に不法投棄行為者である三栄化学は、青森県から当現場内での産業廃棄物処理業（中間処理（堆肥化））の許可（変更）を得たにもかかわらず、これまでの調査結果からは受入廃棄物を適正処理した実績が認められない。
- (2) 現地の土地登記簿謄本から、昭和 62 年 7 月以降三栄化学の代表取締役であった源新信重及びその関係者が、個人名義で本県側の土地を段階的に取得している。
- (3) これまで 5 年周期に撮影されてきた航空写真によれば、昭和 62 年時点では本県側の土地改変は認められないが、平成 4 年時点では不法投棄が原因と思われる土地改変が認められる。
- (4) 平成 12 年 12 月に措置命令により三栄化学が実施した試掘調査及び排出事業者等に対す

る報告徴収の結果、排出事業者等が平成7年に処理委託した廃棄物が、当現場に不法投棄されていることを確認している。

以上の事実から、当現場での不法投棄は、少なくとも平成10年6月17日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）の施行日）前から継続して行われていたと認められる。

#### 4 投棄量等

本県側のエリアには、別図1のとおり特定産業廃棄物が投棄されており、平成26年3月にその撤去を終了したことから撤去量が確定した。撤去した特定産業廃棄物の内訳は、特別管理産業廃棄物その他これに相当する性状を有する特定産業廃棄物（以下「有害産業廃棄物」という。）が238,230トン、有害産業廃棄物に該当しない特定産業廃棄物（以下「その他の廃棄物」という。）が119,901トン、総量358,131トンとなっている。

また、特定産業廃棄物に起因して汚染されている土壌の量の内訳は、有害産業廃棄物と同程度に汚染されている土壌（以下「有害土壌」という。）が36,694トン、有害土壌に該当しない土壌（以下「その他の土壌」という。）が108,620トン、総量は145,314トンとそれぞれ推定している。

なお、投棄量等はⅢ3(1)①の調査結果を基に、Ⅲ3(1)②ウにより推定した（廃棄物の確定量及び汚染土壌の推定量並びにその内訳は別表6のとおり。）。

#### 5 両県の本事案に関する認識と対策方針の共有

##### (1) 合同検討委員会（別表3参照）

両県は、学識経験者等による「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会」（委員長：南博方 岩手県立大学教授。以下「合同検討委員会」という。）を平成14年6月15日に設置し、同委員会において、本事案に効果的かつ早急に対応するため、必要な情報交換及び対応策の検討を行った。

合同検討委員会は、4回開催され、平成15年6月28日に岩手県・青森県両県知事に対する報告が行われた。

本県は、この報告を踏まえ、本現場の原状回復等への対応を行っていくこととした。

##### (2) 現場特性の認識

これまでの調査結果により判明した現場の特性は、表1のとおりである。

なお、合同検討委員会報告においては、「現場の青森県側（西側）と岩手県側（東側）では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとし、原状回復のために除去すべき廃棄物や対策方法については、合同検討委員会の検討を踏まえて、両県がそれぞれの状況に応じて決定する。」との基本的方針が示されているところである。

##### (3) 対策方針の共有

両県とも、現場の原状回復に関し、特定産業廃棄物及び特定産業廃棄物に起因して汚染



されている土壌（以下「特定産業廃棄物等」という。）を全量撤去等することを基本的方針としているものである。

表1 これまでの調査結果で判明した現場の特性

項目	岩手県（東側）	（参考）青森県（西側）
投棄形態	場内が16ヶ所にブロック区分ができるスポット的投棄。 ブロックごとにほぼ同一の有害物質を含む廃棄物が一体不離に投棄。（多種多様の廃棄物の混合実態）	エリア一帯に大量に投棄。
地形	地形上尾根部に位置し相対的に標高が高く、周囲から水の流入の可能性は少ないが、北東部の旧河道へ流出する可能性がある。	相対的に標高が低く、沢部を中心に流水がある。
地下水	ボーリング調査の結果等から、地下水位は概ねGL-7～8メートルと低いが、地下水帯水層の厚さは十数メートルあるものと推定される。	ボーリング調査の結果等から、地下水は凝灰角礫岩を不透水層として概ねGL-7～15メートルの深部に位置しており、地下水帯水層は十数メートルあるものと推定される。また、地下水の大局的な流れは、中央谷部方向や西方への流れとなっている。

#### (4) 原状回復対策協議会(別表4参照)

本県は、二戸市民等関係者の合意形成を図り、本現場の原状回復事業を適正かつ円滑に推進するため、平成15年7月15日に「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会」（委員長：斎藤徳美 岩手大学教授 以下「原状回復対策協議会」という。）を設置したところであるが、同協議会は、必要に応じ青森県において設置されている同旨の組織と共同開催し、国の基本方針に沿った一体的な事業推進を図ることとしている。

また、原状回復対策協議会における検討事項のうち、汚染土壌対策等の具体的手法に関する技術的評価を行い、協議会の検討等に資するため、平成18年12月16日に「汚染土壌対策技術検討委員会（委員長：川本克也 国立環境研究所資源化・処理処分技術研究室室長）」（以下「検討委員会」という。）を設置している。

## II 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

### 1 特定産業廃棄物の早期処理の必要性

#### (1) 基本的な考え方

本現場においては、大量の有害廃棄物をはじめ多種多様な特定産業廃棄物が不法投棄され、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあり、また、これらの特定産業廃棄物の大宗は、首都圏から排出されたものであることから、本県は一方的な被害県である。

本県は、これらの汚染源の早期全量撤去が「住民の健康被害の防止と安心感の醸成」を実現する最も効果的な対策であり、かつ、根本的な汚染拡散防止につながる最良の対策と認識しており、早期全量撤去を、本現場の特定産業廃棄物の処理に関する基本的な方針と位置付ける。

#### (2) 医療機関から排出された廃棄物の確認

平成 15 年 5 月、本現場において使用済みおむつ、未焼却の注射針等感染性の疑いがある「医療機関から排出された廃棄物（以下「医療系廃棄物」という。）」が確認された。

この事実に基づき現場内調査を実施した結果、当該廃棄物の発見エリアのみならず、本現場一体に広く医療系廃棄物が投棄されていることを確認した。このことから、早期処理が必要である。

#### (3) 地域住民等の動き

地域住民等から、早期に不法投棄廃棄物を全量撤去するよう要望されており、これに適切に対応する必要がある。

##### ① 地域住民の要望

地域住民は平成 15 年 4 月に「二戸自然と環境を守る会」を設立し、不法投棄廃棄物の全量撤去を求めて活動を展開し、住民説明会、原状回復対策協議会等で強く全量撤去を要望

##### ② 二戸市、二戸市議会等の要望

ア 平成 13 年 5 月 23 日に二戸市は岩手県知事に対し、本事案の全容解明と撤去等必要な措置を講じるよう要望

イ 平成 14 年 6 月 11 日に二戸市は岩手県知事に対し、モニタリング調査の実施、迅速な情報提供、不法投棄物の撤去、撤去後の跡地利用について適切な措置を講じるよう要望

ウ 平成 14 年 8 月 1 日に二戸市、二戸市議会議長、田子町、田子町議会議長は環境大臣に対し、本事案の処理に対する国の積極的な技術的財政的支援について要望

エ 平成 14 年 8 月 8 日に馬淵川流域の八戸市長、二戸市長外 11 町村長、11 農業協同組合等理事長は、環境大臣に対し、本事案に係る汚染拡散防止対策等に対する国の積極的な財政支援要望

オ 平成 15 年 9 月 1 日に二戸市長は岩手県知事に対し、キャッピングの早期実施、特別管理産業廃棄物の早期撤去等要望

### ③ 県議会の請願採択

平成 14 年 5 月 17 日に岩手県議会は、二戸市民及び田子町民から行われた本事案に係る早期解決を求める請願(早期解決を国に対し強く働きかけること、地域住民が安心して暮らせる対策を早急に講じること)を採択。

## 2 支障の除去等の考え方

特別措置法第 2 条第 3 項の規定に基づく「支障除去等事業」は、特定産業廃棄物等のすべてを対象とする。

### (1) 支障の除去等の考え方

- ① 特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国が定めた基本方針において、『生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある』とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。」と定義されている。

これは、「行政処分の指針について」(平成 13 年 5 月 15 日付け(平成 17 年 8 月 12 日改正)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)において示された廃棄物処理法第 19 条の 5 第 1 項本文の解釈と同義であり、また、同通知においては「安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となる。」旨例示されている。

- ② 本県側現場に最終処分場は存在せず、本現場内に存在する特定産業廃棄物はすべてが不法投棄されたものであることから、本事案は「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」に該当するものである。
- ③ 本現場には高濃度の揮発性有機化合物のほか、重金属及びダイオキシン類による汚染が確認されている。
- ④ また、医療系廃棄物を混合した特定産業廃棄物が場内に広く投棄されている。

現地は I 5 表 1 に示した地域特性があり、こうした「汚染源」を現地に存置することは、生活環境上の支障の発生につながるとともに、住民不安を解消できないのみならず、将来にわたる汚染拡散の危険を放置することとなる。このため、本県はこれまで、三栄化学に対し、当現場に「投棄された廃油等すべての廃棄物について、当該廃棄物による場内汚染状況の詳細な調査等を行い、当該廃棄物により汚染されたと認められる土壌を含めて、平成 13 年 2 月 3 日までに撤去し原状を回復」すべき旨の措置命令を発出し、その履行を強く求めてきたものであり、当該廃棄物及び土壌は特定産業廃棄物等に該当するものである。

### (2) 支障の除去の目標及び完了確認手法

支障の除去の目標及び完了確認に当たっては、各種環境基準への適合、その他の物理的手法等により特定産業廃棄物等が存在しないこととし、その根拠となる調査結果及び

評価内容を公表する。

**(3) 有害廃棄物の優先除去**

支障の除去に当たっては、有害廃棄物の撤去を優先的かつ早期に実施する。

**(4) 支障の除去に当たっての汚染拡散防止対策**

本県は、汚染源の早期全量撤去が最大の汚染拡散防止対策であるとの基本的考え方の下、地形・地質特性、投棄特性等を踏まえ、緊急的対策、処理中の対策、長期的対策として適切な汚染拡散防止措置を講ずることとしている。(具体的対策はⅢ 3(4)のとおり)

### Ⅲ 特定支障除去等事業その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項

#### 1 特定支障除去等事業の対象（事業範囲の確定）

本県が行うこととしている支障除去等事業は、Ⅱ 2 (1)に示したとおりであり、これを岩手県実施計画に位置付け、特別措置法第 2 条第 4 項に規定する「特定支障除去等事業」の対象とするものである。

#### 2 特定支障除去等事業の実施予定期間

特定支障除去等事業の実施スケジュールは表 2 のとおりであり、その概要は次のとおりである。

当初計画では、平成 24 年度の事業完了を目標としていたが、平成 21 年 11 月に環境基準項目に追加された 1,4-ジオキサン濃度の低減（環境基準以下）が当初目標年度（H24）までに見込めない状況にあった。このため、平成 29 年度まで事業期間を延長して浄化対策を実施した（第 1 回計画変更）ものの、なおその浄化対策に時間を要することから、事業期間を再度延長して浄化対策を継続して実施する。（第 2 回計画変更）

第 1 回計画変更は、それまでの 1,4-ジオキサン濃度の低減傾向を踏まえ、揚水対策を実施することにより、浄化期間が 5 年程度要するものと考えられたが、一部に地下水の揚水量が少ない等により、地下水中の 1,4-ジオキサン濃度が環境基準以下に低減しない地点があることから、第 2 回計画変更ではさらに事業期間を 5 年間延長し、揚水対策等の必要な対策を講ずることとするものである。（別表 8 参照）

- ① 平成 15 年度から、緊急的対策としてキャッピング工（表面遮水）、その他の対策として、場内県境付近等の土留め工、環境モニタリングを実施している（別図 5, 10, 11, 20 参照）。
- ② 有害産業廃棄物及び有害土壌（以下「有害産業廃棄物等」という。）の除去を優先的に行うこととし、平成 15 年度から着手し、有害産業廃棄物の除去は、平成 24 年度に完了した。なお、平成 24 年末に P C B 廃棄物が含まれている廃油が入っているドラム缶 91 本を掘削した。P C B を含む廃油の処理施設は全国的にも限られており、P C B 汚染物（ドラム缶等）については、適正に処理した。
- ③ その他の廃棄物の撤去は、平成 21 年度から着手し、平成 25 年度末に完了した。
- ④ その他の土壌の除去等（汚染水対策含む）、平成 21 年度から着手して平成 29 年度までに完了する予定であったが、1,4-ジオキサンの対策になお時間を要し、平成 34 年度までに完了する予定である。

表2 事業実施のスケジュール

実施項目	年度																				
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
○ 汚染拡散防止対策 キャッピング その他対策		→																			→
○ 優先的除去 有害産業廃棄物等		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→										
○ その他廃棄物						→	→	→	→	→	→										
○ その他土壌						→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

### 3 特定支障除去等事業における処理の方法に関する計画

#### (1) 投棄の状況

① 投棄状況の把握については、これまで次の調査を行ってきている。

下記の調査のうち12年度、13年度において実施した調査は、本県が発出した措置命令に従い、行為者である三栄化学が全て実施した(別図3参照)。

平成12年度 表層土壌ガス調査

高濃度表層土壌ガス領域におけるボーリング調査、試掘調査

平成13年度 地下水の流向流速調査

不法投棄現場全域におけるトレンチ掘削調査

(10メートル間隔、筋状、深さ7メートル、総延長約12キロメートルの掘削を行った。：不法投棄廃棄物量を150,000立方メートルと推定)

廃棄物及び土壌の性状調査(トレンチ掘削調査により判明した廃棄物及び土壌のサンプルを採取し、それらの性状を調査した。：特別管理産業廃棄物を27,000立方メートルと推定)

平成14年度 ボーリング等による地質、地下水などに関する詳細調査(トレンチ掘削調査に加え、ボーリングにより廃棄物の分布状況を調査するとともに、廃棄物の性状、見かけ比重調査を実施した。：不法投棄廃棄物量を188,000トン、汚染土壌量を83,800トンと推定し、廃棄物量等が増加)

平成15年度 医療系廃棄物調査(B工区(工区区分については、別図1を参照)から感染性の疑いがある「使用済みのおむつ、注射針等」が発見されたことに伴い、現場調査及び平成13年度実施のトレンチ掘削調査結果を精査した結果、B工区の全域、F・L工区の地上堆積物(一部)から感染性の疑いがある廃棄物が発見)

また、現地測量及び航空写真の図化により現地地形図を作成のうえ、当地形図を10

メートルメッシュに分割し、前記調査結果を反映させて10メートルメッシュごとの廃棄物分布図を作成した。

② これらの調査の結果、明らかとなった投棄の状況は次のとおりである(別図1参照)。

ア 投棄形態 現場内16ヘクタールにスポット的に投棄

イ 特定産業廃棄物の種類

特定産業廃棄物の種類・性状は、それぞれの投棄エリアごとに次に示すような一定の方向性が認められる。

(ア) 揮発性有機化合物(※)が混合された燃え殻・汚泥が主体

※ 廃棄物処理法施行令第2条の4第5号に規定する「特定有害産業廃棄物」のうち、同号ヌ(1)(トリクロロエチレン)、(2)(テトラクロロエチレン)、(11)(ベンゼン)等

(イ) 燃え殻が主体

(ロ) 汚泥が主体

(ハ) 堆肥様物が主体

しかしながら、それぞれの投棄エリアにおいては、主体となる廃棄物のほか、医療系廃棄物、包装材等の廃プラスチック類、廃棄食品、金属くず等多種多様な廃棄物が混合され、投棄されている。(廃棄物分布及び投棄エリアごとのブロック区分は別図1、2のとおり)

ウ 投棄量(詳細は別表6のとおり)

投棄量は、平成13年度実施のトレンチ掘削調査により、10メートル間隔で廃棄物断面図を作成し、平均断面法により廃棄物投棄量を150,000立方メートルと推定し、さらに、トレンチ掘削調査で把握できなかった範囲について、平成14年度にボーリング調査並びに廃棄物及び土壌の性状調査を実施し、平成15年度の医療系廃棄物調査を加味して平均断面法により投棄量の修正を行い、廃棄物の投棄量を188,000トン、汚染土壌量を83,800トンとそれぞれ推定した。

その後、平成20年度に廃棄物撤去の進捗に伴い廃棄物の見掛け比重が大きくなることが判明したこと及び廃棄物の有無が不明確であった箇所において廃棄物が確認されたことから、廃棄物投棄量が増加し、最終的に廃棄物の投棄量が358,131トンとなった。また、汚染土壌量も詳細な調査の結果145,314トンと推定している。

特定産業廃棄物(確定)

有害産業廃棄物	234,209 トン
医療系廃棄物で有害産業廃棄物に準じて扱うもの	4,021 トン
その他の廃棄物	119,901 トン
計	358,131 トン

特定産業廃棄物に起因して汚染されている土壌(推定)

有害土壌	36,694 トン
その他の土壌	108,620 トン
計	145,314 トン

## (2) 基本的な処理方法

Ⅱ 1 (1)のとおり、本県の特定産業廃棄物の処理に関する基本的方針は早期全量撤去であり、特定産業廃棄物に起因して汚染されている土壌の処理については原位置浄化手法の導入をも考慮しながら、本現場における最も合理的な手法によりその処理を行う。

また、処理に当たっては、不測の事態が生じた場合にあっては迅速かつ適切に対応し得る体制をとる。

特定産業廃棄物等の処理方法に関する基本的方針は次のとおりとした。

- ① 自県（圏）内の既存の廃棄物処理施設（民間・市町村等の施設）において焼却、焼成、熔融のいずれかの加熱処理をすること。
- ② Ⅲ 2 表 2 のとおり、事業開始から約 10 年間で除去を完了する計画とし、受入能力が大きい既存の廃棄物処理施設を核施設とし、さらに処理可能な複数の既存施設と組み合わせて処理をする。
- ③ 適正かつ効率的な処理の確保のため、必要に応じて現地に選別施設、保管施設等を設置する。

上記の基本方針を踏まえた技術提案を募集するに当たっては、平成 16 年 1 月に学識経験者等で構成する「企画提案（プロポーザル）審査委員会」を設置し、同委員会において審査基準の検討を行い、平成 16 年 3 月に具体的処理方式等の最適案を選定した（別表 5 参照）。

なお、Ⅲ 2 に記載した通り、1,4-ジオキサンが平成 21 年度に環境基準に追加されたこと、また廃棄物掘削量の増加に伴い、平成 24 年 11 月 17 日及び平成 25 年 1 月 26 日に開催した原状回復対策協議会において処理方法について支障除去等の効率性、期間、費用等の面から検討を行い、引き続き上記の処理方法に基づき事業を実施することについて了解をいただいた。（平成 25 年 3 月第 1 回計画変更）

また、1,4-ジオキサンの処理については、平成 29 年 3 月 18 日に開催した原状回復対策協議会において、浄化対策になお時間を要する場合に備え、事業期間を再度延長することも視野に入れ浄化対策を継続実施することについて提言をいただいた。

## (3) 特定産業廃棄物等の処理

### ① 撤去（別図 5，6，7，8，9 参照）

#### ア 掘削形態

特定産業廃棄物等の撤去のための掘削は、勾配のある地形特性を有効に活用し、地盤上面からではなく、特定産業廃棄物の最深部を施工基面とし、形態として堀割を造るよう作業を進めている。

#### イ 撤去作業

撤去作業は、ブロック単位で行うことを基本とし、特に有害産業廃棄物が大量に投棄されているブロックから優先的に行う。



表3 優先的に撤去すべきブロックの例(別図4参照)

有害産業廃棄物	A、B、D、Fの一部、Lの一部、Nの一部
有害土壌	Nの一部

ウ 撤去作業の進行に応じたキャッピング管理方法等

(ア) シートの開放面積

撤去作業を行うに当たり、作業エリアにおいて開放するシートの面積は、0.2ヘクタール程度を基本とする。

(イ) 再キャッピング等

- i 撤去作業完了後、工事用道路路面を除き、再度キャッピングを行う。
- ii 支障の除去の完了を確認した上で、必要に応じて覆土を行う。
- iii 覆土を行った後、シートを撤去する。

エ 汚染水対策

掘削時に発生する汚染水の集排水については、引き続き適切かつ効果的な集約管理を行うとともに、場外搬出処理を基本とし、発生水量に応じて現場内において水処理を実施する。平成24年度に水処理施設が完成した以降は、現場内で発生した汚染水を処理するため、適切に施設等の維持管理を行う。

現場内で1,4ジオキサン対策として揚水工を実施するため、200トン/日規模の処理能力がある水処理施設を設置し、平成25年4月から稼動している(別表7参照)。

1,4-ジオキサンは、分解処理が困難な水質成分であるが、現状の技術では一般的に促進酸化処理法が適用可能と評価されており、第18回検討委員会(平成24年9月25日)での審議を踏まえて処理方式を促進酸化処理法に決定した。

② 運搬

掘削された特定産業廃棄物等(以下「撤去物」という。)の運搬に当たっては、運搬経路上の市町村等の意見を尊重し、安全対策に万全を期すとともに、廃棄物処理法第12条第1項に規定する収集、運搬等の基準その他の基準を遵守する。

特に、運搬対象となる撤去物には、医療系廃棄物、揮発性の有害な廃油(特定有害産業廃棄物)等が含まれていることから、これらを安全確実に運搬するため、基本的に密閉性が高く飛散、流出等を防止する構造の運搬容器を使用する。

③ 処理

ア 処理方法

撤去物の処理は、基本的に自県(圏)内の既存施設(民間・市町村等施設)において行うこととするが、当該撤去物の大部分は有害産業廃棄物等であることから、これらを安全確実に処理するため、高温加熱による焼却、焼成、熔融のいずれかの方式により処理することとし、表4の処理施設で処理を行っている。

なお、処理に当たっては、廃棄物処理法第12条第1項に規定する処分基準その他の基準を遵守する。

表 4 処理施設別処理量（平成 26 年 3 月 26 日確定）

処理施設名	処理方式	処理量(t)	処理期間
太平洋セメント	ロータリーキルン(焼成)	241,765	H16～H25
釜石市清掃工場	熔融炉	2,883	H18～H22
盛岡紫波清掃センター	熔融炉	7,287	H18～H22
エコシステム秋田	ロータリーキルン(焼成)	56,555	H19～H25
三菱マテリアル	ロータリーキルン(焼成)	30,324	H20～H25
いわて県北クリーン	ストーカー式焼却炉	12,630	H20～H25
クボタリテックス	ストーカー式焼却炉	391	H16
その他	—	12	H25
自主撤去	焼却	6,284	H16～H19
合計		358,131	

イ 現地選別、保管等（別図 13, 14, 15 参照）

多種多様な特定産業廃棄物等の処理を適正かつ効率的に行うため、必要な選別施設、保管施設等を現地に設置した。

なお、選別、保管等に当たっては、廃棄物処理法第 12 条第 1 項に規定する処分基準その他の基準を遵守する。

ウ 有害土壌等の原位置浄化

有害土壌等を原位置で効率的かつ効果的に浄化できる方法については、検討委員会において選定・評価を行った（別表 7 参照）。

その結果、原位置浄化は、単一の技術で対応するのではなく、複数の技術を組み合わせることで対応することが適切との評価となった。

これを踏まえ、不飽和帯については、汚染の度合いに応じて、場内施設処理（ホットソイル工法）、場外施設への搬出処理、飽和帯については、原位置抽出（揚水曝気）、原位置分解（バイオレメディエーション）、フェントン工法などを導入することとした。

なお、浄化の確認方法については、土壌汚染調査マニュアルに基づき 30 メートルメッシュ毎に土壌汚染が確認された深度まで 1 地点ボーリングし、1 メートルごとに土壌の溶出試験を実施し、土壌環境基準値を満たしていることを確認した。

不飽和帯の汚染域は、必要に応じて鋼矢板を打設して汚染土壌を掘削・除去し、生石灰混合法で場内処理し、環境基準以下であることを確認後、埋め戻し等に活用している。

エ 覆土

特定産業廃棄物等の除去後は、土壌環境基準を満たす土砂等により必要に応じて覆土を行っている。

(4) 汚染拡散防止対策

II 2(4)に基づく具体的な対策は、以下のとおりである。

① 緊急的対策

本現場での雨水の地下浸透を防止し、新たな汚染水の発生を抑制するとともに、地下水位の低下を図るため、キャッピングを施すほか効果的な雨水集排水対策を行う等、地

下水による汚染拡散の防止措置を講ずる（別図 5 参照）。

## ② 処理中の対策

### ア 汚染水対策

Ⅲ 3 (3)①エの対策を講ずる。

### イ 周辺への汚染拡散防止対策

(ア) 北東部の旧河道については、合同検討委員会報告で汚染拡散防止対策の検討を要する旨指摘されていることから、適切な汚染拡散防止対策のため、鋼矢板の敷設による止水を行うなど必要な措置を講じている。

(イ) 県境(南北方向)付近については、撤去作業に伴う法面崩壊等を防止するため、あらかじめ遮水性を有する土留工等を設置するなど必要な措置を講じている。

(ウ) 以上に加えて、鋼矢板による土留工等、集水機能を有する井戸の設置、地下水等の集排水機能を有した暗渠、集水エリアを考慮した表流水の貯留池の設置など必要な措置を講じている（別図 16, 17, 18, 19 参照）。

### ウ 粉じん等対策

大気モニタリング等の調査結果に基づき、必要な措置を講じている。

## ③ 長期的対策

特定産業廃棄物等の除去完了後、表流水及び地下水がともに東側に流下するよう、県境(南北方向)を概ねの頂点として東側に次第に低くなるよう地形整形や地盤改良など必要な措置を講ずる。

### (5) 地下水汚染対策（別図 19、20、別表 7、8 参照）

不法投棄廃棄物に起因する 1,4-ジオキサンは水によく溶けることから、土壌の空隙にある水に含まれており、また、地中での原位置浄化は非常に難しいため、汚染地下水を揚水し、水処理施設にて地下水質を環境基準値以下に浄化し、放流する。また、新たに揚水する地点は、原因物質の調査を行ったうえで決定する。

この方針については第 18 回検討委員会（平成 24 年 9 月 25 日）で審議され、第 54 回原状回復対策協議会（平成 24 年 11 月 17 日）で報告し、承認されている。

また、揚水対策開始後、地下水の汚染濃度が低下しない地点があったことから、A、D、J、K、N の各区に集水井戸（直径 2～3 メートル程度）を設置するとともに、地下水を涵養するための貯水池や集水井戸から透水性地層に沿って有孔管（集水管）等を設置し、地下水の集水を強化した。

### (6) その他安全対策等

特定支障除去等事業に当たっては、労働安全衛生関係法令に基づく基準を遵守し、労働安全対策、災害防止対策等に万全を期す。

また、事故時・緊急時などにおける委託事業者、県、地域住民などの役割や関係者間の連絡体制などについては、異常時・緊急時等対応マニュアルを策定し、人命の尊重及び被害拡大防止を基本として、関係機関と連携を図っている。なお、これらのマニュアルについては、事業を進める中で、必要に応じ、適宜見直しを行うことにしている。

#### (7) 青森県との連携

青森県と連携し、次の事項を中心に適時適切に必要な調整を行う。

- ① 工事の進捗管理・共同施工
- ② 情報の共有
- ③ 場内設置施設の共同利用
- ④ 交通対策
- ⑤ 除去・汚染拡散防止対策の効果測定（モニタリング）結果の公表等

#### (8) 環境再生

最終的な環境再生の形態は、今後、原状回復対策協議会の意見を聴取した上で決定する。

なお、実施計画の第2回変更にあたっては、これらの対策について学識経験者で構成される岩手県環境審議会に平成29年3月22日に諮り、平成29年5月10日に県の実施する事業は妥当である旨の答申をいただいている。

### 4 特定支障除去等事業に要する費用等

#### (1) 事業費

25,482百万円を見込んでいるところであり、その内訳は、表5のとおりである。

表5 事業費概算

項目	事業費	備考
選別施設建設費	757百万円	
場内道路等インフラ設備建設費	167百万円	
汚染拡散防止対策費	894百万円	H30年度以降:周辺水質等モニタリング(139百万円)
廃棄物撤去費	11,607百万円	
汚染土運搬・処理費	31百万円	
廃油汚染対策費 (廃油撤去、現地浄化)	6,852百万円	H30年度以降:汚染水処理施設(744百万円)、 水銀対策(760百万円)
掘削・水処理等ランニング費用	4,527百万円	H30年度以降:施設撤去・跡地整形(914百万円)
施工監理費	793百万円	
一般事務費	127百万円	H30年度以降:一般事務費(25百万円)
寄付金等調整額	△273百万円	
合計	25,482百万円	H30年度以降:事業費(2,582百万円)

※ 詳細は別表9を参照

## (2) 費用の徴収の見込及び実績

本県は、措置命令の履行確保手段として、前例の無い民事的手法の活用、具体的には特定産業廃棄物の処分を行った者(以下「行為者」という。)である三栄化学の財産に対する民事保全法に基づく仮差押を行うことにより、措置命令を履行(一部)させてきたところである。

しかし、三栄化学は清算法人となっており、措置命令を履行する資力を有していない。そのため、代執行を行い、三栄化学及び三栄化学元役員に対して代執行費用に係る納付命令を発出し、差押えた財産の換価を行っている。(詳細はIV 1 (3)③に記載)

また、廃棄物処理法に違反する排出事業者等に対して納付命令を発出するとともに、排出事業者等からの自主撤去相当額の費用抛出の申出を受け入れている。(詳細はIV 2 (3)に記載)

なお、処分者等から費用の徴収がなされた場合には、出えん額を特定支障除去等事業に要する費用で除した割合を当該徴収された金額に乗じて得られる額を適正処理センター又は国に返還することとする。

**IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し県が講じた措置及び講じようとする措置の内容**

**1 行為者の責任追及**

(1) 行為者に関する事項

当該事案に係る行為者は、以下の4法人（各法人関係役員（個人）6名にも措置命令発出）となっている。

① 行為者その1＝三栄化学の許可の経緯及び事業の実施状況

ア 許可の状況

三栄化学は、昭和56年8月から平成12年8月の許可取消しまでの間、本県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取得（処理業の許可は青森県知事から昭和56年7月取得済み）し、事業活動を展開していた。

なお、同社は平成13年5月から清算手続に入っており、現在清算法人となっている。

表6 三栄化学の許可状況

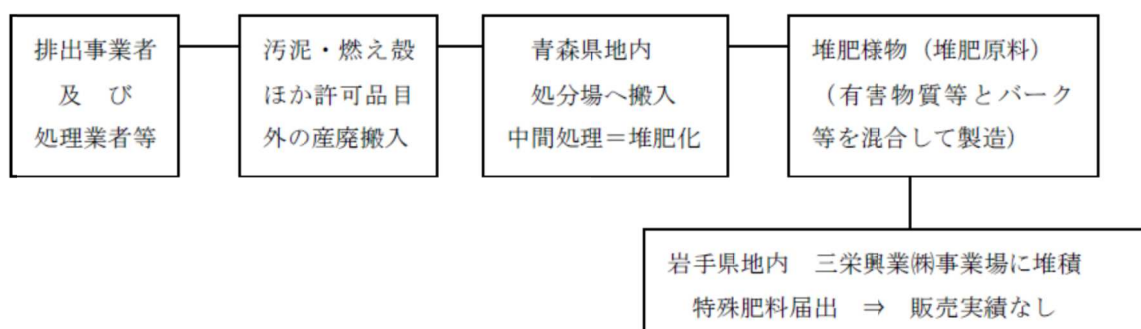
岩手県知事からの許可取得状況		参考：青森県知事からの許可取得状況	
昭和56年8月	収集運搬業（汚泥）（有害物質を含有しないものに限る）	昭和56年7月	処理業（収集運搬・最終処分）許可 処理施設設置届出受理
平成2年7月	収集運搬業更新許可（特別管理産業廃棄物を除く）	平成元年1月	処理業（収集運搬・最終処分）更新許可
平成7年2月	収集運搬業更新許可及び変更許可（燃え殻の追加）（特別管理産業廃棄物を除く）	平成元年2月	可 処理業変更許可（燃え殻追加）
平成12年2月	収集運搬業更新許可	平成3年1月	処理業変更許可（中間処理を追加）（有害物質を除く）
平成12年8月	収集運搬業更新許可 許可取消し処分	平成8年1月	処理業更新許可
		平成9年3月	処理業変更許可（動植物性残さを追加） （有害物質を除く）
		平成9年12月	処理業変更許可（ばいじんを追加） （有害物質を除く）
		平成12年8月	許可取消し処分

(ア) 上記表6のとおり、三栄化学は、本県域内では、収集運搬業のみの許可を有しており、かつ、当社の事業所所在地は青森県八戸市内及び青森県三戸郡田子町内となっており、本県内には事業所はなかった。

(イ) 三栄化学の関連会社である三栄興業(株)(本社所在地：青森県三戸郡田子町。以下「三栄興業」という。)は、三栄化学の青森県三戸郡田子町地内の事業所の隣接地である岩手県二戸市地内に特殊肥料生産事業場を設置し、三栄化学は、自社事業所内中間処

理場で製造した堆肥様物を、堆肥原料として三栄興業に販売する形を装っていた。(有価物偽装)

図1 不法投棄物のおおまかな流れ



イ 具体的行為内容等

三栄化学に関する土地の取得状況調査ほか各種調査の結果から、本県側では、昭和62年以降、概ね次のような不法投棄行為を継続的に展開してきたと推定される。

(7) 堆肥様物(偽装有価物)の堆積

三栄化学は、青森県地内の中間処理場(堆肥化施設)に許可品目以外のものも含め大量の廃棄物を搬入し、堆肥原料と称してパーク類と混合したうえで、岩手県側に設立した関連会社の三栄興業に、その事業場内に堆積させていたものである。

(i) 不法投棄物の埋設等

三栄化学は、当初青森県地内の谷状の土地に不法投棄を行い、その隠蔽のため岩手県側の三栄興業事業地内から採取した土砂を覆土材として使用していた模様であり、その結果生じた岩手県地内のくぼ地などに有害産業廃棄物(有害な廃油、燃え殻、感染性廃棄物など)や、廃食品、廃プラスチック類など、また、これらの混合物を不法投棄するという一連の行為を反復継続的に行っていたものである。

② 行為者その2 = 三栄興業

三栄興業は、行為者その1の三栄化学の代表者である源新信重が設立した肥料製造及び販売事業者であるが、役員構成は、所謂親会社である三栄化学とほぼ同一であり、かつ、販売実績は皆無であることから有名無実の法人であることは明白であり、事実、事業場は三栄化学と県境をはさみつつも一体を成しており、いわば三栄化学の岩手県側の事業用地、すなわち不法投棄物の受入場として使用されてきたものである。

なお、同社は、平成12年9月に解散している。

ア 許可の取得状況

三栄興業は、肥料製造会社として、三栄化学の代表源新信重が設立した関連会社であり、廃棄物処理法に基づく許可を有していなかった。

イ 具体的行為内容等

本県側の不法投棄現場そのものである三栄興業の事業用地内に、三栄化学が受け入れた特定産業廃棄物を、野積みないし埋立により投棄していた。

③ 行為者その3 = 縣南衛生

ア 許可の状況等

縣南衛生は、本県知事からの産業廃棄物処理業に係る許可を有していないが、昭和51

年7月の産業廃棄物収集運搬業の許可を埼玉県知事から取得して以来、中間処理業（焼却・圧縮減容）の許可、特別管理産業廃棄物処理に係る収集運搬及び中間処理の許可など次々と取得し、当該事案に係る摘発を契機として平成12年12月、埼玉県知事に業の廃止届を提出している。

なお、同社は、平成12年10月に浦和地方裁判所から破産宣告決定されている。

イ 具体的行為内容等

縣南衛生は、首都圏を中心として有害産業廃棄物（汚泥・廃油類・感染性廃棄物）をはじめ、多様な産業廃棄物を焼却、あるいは圧縮減容による中間処理を行う名目で処理委託を受けたものを、三栄化学に対して違法に処分の再委託をしていた。

④ 行為者その4＝東奥環境(株)

ア 許可の状況等

東奥環境(株)（本社所在地＝青森県八戸市 以下「東奥環境」という。）は、青森県知事や埼玉県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取得（本県知事の許可は取得していない。）していた業者である。

イ 具体的行為内容等

東奥環境は、縣南衛生から違法に処理委託を受け、縣南衛生が焼却処理を行うこととして処理委託を受けた有害産業廃棄物（廃油）を、本現場に運搬し、その結果不法投棄された。

(2) これまでの県の対応と措置の状況

① 当該事案発覚の経緯

ア 平成7年9月、当該事案とは別件の不法投棄事案であるが、三栄化学が、当該不法投棄現場の隣接地において、燃え殻、汚泥等約60トンを不法投棄していた事実が判明し、本県では平成8年3月に同社に許可していた収集運搬業の20日間事業全部停止の処分を行った（青森県では、平成8年11月に収集運搬業及び処分業の30日間事業全部停止の処分を行った）。

イ 平成10年12月、本県農政部農業普及技術課(当時)から生活環境部環境整備課(当時の廃棄物担当課)に、三栄興業から特殊肥料の生産業者の届出があり、現地調査及び成分分析を行った結果、「成分からはカドミウム・水銀・ヒ素が検出されたこと、原料が産業廃棄物であることは明白、野積み状態であることから環境汚染が懸念されること」などが伝えられた。

ウ 上記情報に基づき、平成11年1月初旬に岩手県二戸保健所が三栄興業に立入検査し、状況確認し、廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告徴収を行った。

(現場：三栄化学が中間処理(バーク類と特定産業廃棄物の混合)した後の堆肥様物を、三栄興業は、事業所内に野積みしており、浸出水が地下に浸透していることが判明)

エ 三栄興業から同年1月末に報告書の提出があり、平成11年5月末までに浸出水対策を講じることなどが報告された。

なお、堆肥様物については、三栄化学から堆肥原料として買取りしたこととしていたが、製品化の途上にあるとし、販売実績はないと記載されていた。

オ この検査を契機として、いわゆる有価物偽装による不法投棄の疑いが生じ、以後、岩手

県二戸保健所が継続的に監視及び周辺の水質検査などを行い、平成11年4月の事業所立入



検査の結果、重機による作業及びダンプトラック(所有者、ナンバー等不明)による特定産業廃棄物の搬入の実態を把握するとともに、有機性汚泥、動植物性残渣、動物のふん尿の投棄を示唆する水質データが得られた。

## ② 警察本部による捜査、立件

ア 上記の継続的な監視等による現状把握に基づき、岩手県二戸保健所では、平成11年6月に、二戸警察署に事態の概要を説明した結果、以後、岩手県警察本部によるいわゆる内偵捜査が開始されたことから、行政庁としての指導監督等は自粛し、推移を見守ることとした。

イ 岩手県警察本部では、以後の内偵捜査結果に基づき、平成11年11月、青森県警察本部との合同捜査本部を組織し、本格捜査に着手した。

ウ その結果、平成12年5月に、岩手県警察本部が、三栄化学及び縣南衛生を摘発、両法人の代表取締役2名を逮捕した。

エ 平成13年5月、盛岡地方裁判所において、次のとおりの判決が下され、その後、依田清孝は最高裁判所に上告を行ったが、平成16年6月18日に棄却されたものである。

(ア) 両法人 罰金 2千万円

(イ) 依田清孝(縣南衛生 代表取締役) 罰金 1千万円 懲役2年6ヶ月(執行猶予4年)

(ウ) 源新信重(三栄化学 代表取締役) 死亡により公訴棄却

## ③ 三栄化学の許可取消

平成12年に、青森県や二戸市と合同で三栄化学及び三栄興業に立入検査を行い、岩手県警察本部による摘発後の同年8月に、三栄化学の収集運搬業の許可を取消した。(青森県も平成12年8月、三栄化学の収集運搬業及び処分業の許可を取消した。)

## (3) これまでに県が講じた措置と行為者の対応

### ① 措置命令等の状況

行為者に対しては、これまで表7のと通りの命令を行っている。

### ② 措置命令以外の行政対応の状況

#### ア 債権申立

平成12年10月の縣南衛生の破産決定を受け、本県では、措置命令の履行確保のため、平成13年1月、措置命令(廃油入りドラム缶及び汚染土壌の撤去)履行に係る所要額として算定した262,959,900円を破産債権として、浦和地方裁判所に対して申立を行い、210万円の配当を受けた。

#### イ 民事保全法に基づく財産仮差押

平成13年2月に、本県では、被措置命令者である三栄化学に対して再三にわたる命令履行の督促・指導が功を奏しないこと、また、今後、同社の保有財産が散逸(他者移転など)し事実上履行不可能となることが懸念されたことなどから、民法上の事務管理により緊急的な対策(措置命令の中でも特に緊急を要する措置)を講じさせるとともに、以後の確実な履行及び費用求償を確保するため、当時の同社保有財産の一部(縣南衛生への債権申立額と同額)について、民事保全法に基づき盛岡地方裁判所に対して仮差押の申立を行い、同年3月に決定を受けた。

<財産保全内容(債権(預金)及び不動産)>

・ 預 金 148,522,035円

・ 不動産 114,437,865円 合計 262,959,900円

### ③ 行為者の対応状況

これまでに次の措置を講じさせたが、三栄化学は清算法人となっており、資金の枯渇により措置命令の履行が困難となったため、平成15年から代執行に着手し、平成28年度までの代執行費用として約220億円の納付命令を発出している。

代執行費用の回収状況として、三栄化学の銀行預金や八戸市内本社不動産などを差押・換価して約820万円(平成28年度末時点)を回収している。また、三栄化学元役員に対しても平成21年度から納付命令を発出し、財産の差押・換価により、約9,420万円(平成28年度末時点)を回収している。

<措置命令の履行状況(いずれも清算人又は破産管財人による履行)>

#### ア 三栄化学仮差押財産の使用による履行状況

平成13年4月 現地地下水等の流向流速状況調査(汚染拡散防止の基礎調査)

金額 1,785千円

平成13年6月 野積み状態の燃え殻類の緊急撤去 金額 82,190千円

平成13年10月 トレンチ掘削調査 金額 55,068千円

平成13年11月 現場維持対策工事 金額 9,479千円

合計額 148,522千円

#### イ 縣南衛生の申立債権を使用した履行状況

平成14年10月 土壌浄化方策の調査(触媒酸化法による土壌浄化試験)

所要額 2,000千円

表7 行為者に対する措置命令の状況等

被命令者	命令	命令日	命令の内容	対応状況
三栄化学 及び 三栄興業	改善命令	平成12年6月22日	燃え殻、RDF、鶏糞、燃え殻コンクリート固化物及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壌の処分	○鶏糞を場内コンクリート地盤に移動 ○燃え殻コンクリート固化物処分 ○ゴミ混じり堆肥等は現状放置
	措置命令	平成12年6月22日	廃油入りドラム缶、汚染土壌撤去	○廃油入りドラム缶処分(委託) ○汚染土壌は現状放置
	措置命令	平成12年7月12日	燃え殻、RDF及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壌の撤去	○いずれも現状放置
	措置命令	平成12年8月10日	燃え殻、RDF及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壌の撤去	
三栄化学	措置命令	平成12年10月3日	不法投棄全容解明調査の実施及び新たに発見されたものも含め、全ての廃棄物と汚染土壌の撤去	○トレンチ掘削調査を実施(委託) ○廃棄物及び汚染土壌は現状放置
三栄化学 代表取締役 源新 信重	改善命令	平成12年6月22日	燃え殻、RDF、鶏糞、燃え殻コンクリート固化物及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壌の処分	○鶏糞を場内コンクリート地盤に移動 ○燃え殻コンクリート固化物処分 ○ゴミ混じり堆肥等は現状放置
	措置命令	平成12年7月5日	廃油入りドラム缶、汚染土壌撤去	○三栄化学が廃油入りドラム缶処分 ○汚染土壌は現状放置
	措置命令	平成12年7月12日	燃え殻、RDF及びゴミ混じり堆肥様物並びに汚染土壌の撤去	○いずれも現状放置
縣南衛生	措置命令	平成12年7月5日	廃油入りドラム缶、汚染土壌撤去	○三栄化学が廃油入りドラム缶処分 ○汚染土壌は現状放置
縣南衛生 代表取締役 依田 清孝	措置命令	平成12年7月5日	廃油入りドラム缶、汚染土壌撤去	○三栄化学が廃油入りドラム缶処分 ○汚染土壌は現状放置
東奥環境	措置命令	平成12年7月5日	廃油入りドラム缶、汚染土壌撤去	○廃油入りドラム缶処分(委託) ○汚染土壌は現状放置
東奥環境 代表取締役 張間 雅純	措置命令	平成12年8月10日	廃油入りドラム缶、汚染土壌撤去	○廃油入りドラム缶処分(委託) ○汚染土壌は現状放置
三栄化学 役員 源新 勝明 濱田 尚孝 濱田 千恵子	措置命令	平成12年8月10日	廃油入りドラム缶、燃え殻、RDF、ゴミ混じり堆肥様物及び汚染土壌の撤去	○いずれも現状放置

## 2 排出事業者等の責任追及の状況

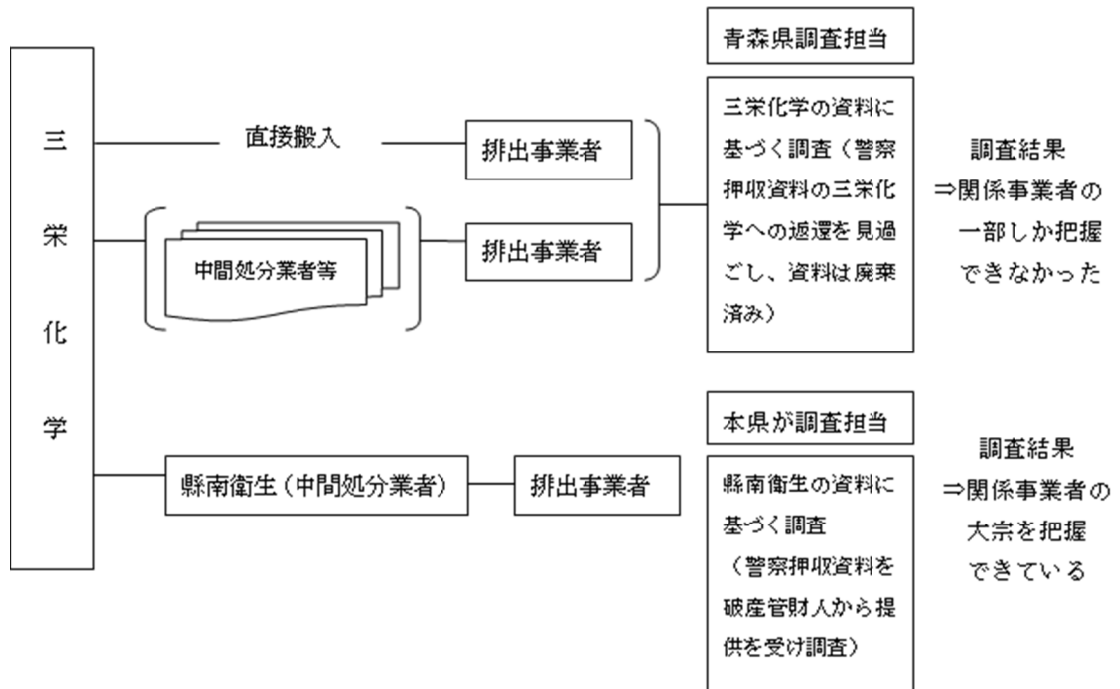
### (1) 排出事業者等の責任追及の考え方

行為者に対する責任追及と併せ、本県は、行為者に処分委託を行った関係事業者（排出事業者及び中間処理業者など）に対しても、廃棄物処理法第3条第1項及び同法第11条第1項に規定する事業者の責務及び排出事業者責任の原則に基づき、処分委託の過程において何らかの違法性があった場合には、厳正にその責任を追及することとしている。

### (2) 排出事業者等の把握調査の状況（図2参照）

- ① 本現場の特定産業廃棄物から排出事業者等を把握することには限界があることから、本県は青森県と共同して、三栄化学及び縣南衛生の警察押収資料、管財人等が保管していた産業廃棄物管理票(マニフェスト)及び帳簿類など取引状況に関する資料並びに処分事業者から各県等に提出された年度別事業実績報告書などをもとに、三栄化学及び縣南衛生に処分委託していた事業者の把握(リストアップ)を進めたところ、三栄化学の関係書類資料の一部が廃棄されたこともあり、事業者を把握するのは困難であったが、残された書類に記載された排出事業者等への報告徴収等により関連する事業者の把握に努めた。
- ② その結果、把握した事業者数は、25都道府県18政令市に所在する12,003事業者となっており、当該事業者に対し両県連名で報告徴収を行ったところである。
- ③ なお、この調査対象期間は、青森県知事が、三栄化学に中間処理業の許可を行った平成3年(特定産業廃棄物の受入態勢が整った時期と見なす。)から、両県警合同捜査本部による摘発のあった平成12年5月までとした。

図2 排出事業者等の把握状況



### (3) 調査結果と対応の状況（別表1,2参照）

- ① 本県が特定支障除去等事業に着手した後についても、不適正処理に関与した者に対して広く責任を追及するとの方針の下、平成15年11月11日に廃棄物処理法第19条の8

第1項に規定する公告を行い、費用負担命令により確実な求償措置を講じることとしている。

- ② 青森県や関係都縣市との合同立入検査等によるこれまでの調査の結果、廃棄物処理法に違反する26事業者が判明し、25事業者に対しては同法第19条の5第1項の規定に基づく措置命令を発出し、合計429.4505トンの廃棄物を撤去させた。また、現場内に選別不要な廃棄物が無くなり、実際の撤去を行わせると代執行による撤去作業に支障が生じることから、1事業者に対しては同法第19条の8第2項の規定に基づく納付命令を発出し、1,788,689円を納付させた。
- ③ この措置命令及び納付命令による撤去費用相当額は、約1,800万円である。
- ④ 排出事業者等の責任追及に係る調査は、現在も継続中であり、違反事実が確認され次第、順次納付命令を発出することとしている。
- ⑤ なお、措置命令及び納付命令とは別に、責任追及に係る調査の途上において、事業者自らが、排出事業者としての責任あるいは企業としての社会的責任を自覚し、違法性の有無に関わらず、自らが排出した廃棄物の撤去等自主的な措置(現物撤去又は金銭拠出。以下「自主的な措置」という。)を講じたい旨申出があった場合、その申出の内容を総合的に検討し、受入れの判断をしている。これまで、49事業者から自主的な措置の申出を受入れており、撤去費用相当額は約5億7,300万円となる。

### 3 今後講じようとする措置(求償措置含む)等について

#### (1) 行為者の措置命令の履行の確保

本県では、第一に行為者による措置命令の早期かつ確実な履行確保を図ることとしている。

なお、費用負担については、措置命令履行に相当する金額全てを求償し、財産の差押・換価により求償金を回収するものとする。

#### (2) 排出事業者等に対する責任追及

行為者への徹底的な責任追及を進めているが、清算又は破産状態にあることから、排出事業者等の責任追及についても徹底的な調査を継続していくこととする。

##### ① 措置命令又は納付命令による責任追及について

委託基準違反や注意義務違反などの事実の認められた事業者に対しては順次、措置命令又は納付命令を発出することとしている。

また、措置命令又は納付命令の早期履行の確保を図るとともに、未履行者に対しては、刑事告発を行うなど、厳正に対応する。

##### ② 排出事業者等からの自主的な措置の申出について

責任追及の途上で、自主的な措置の申出があった場合、代執行費用の回収に資するため、納付命令との兼ね合いを検討した上で受入れていく。また、今後は自主的な措置が講ぜられるよう、積極的に働きかけをする。

## V 県における対応状況の検証、不適正処分の再発防止策

### 1 県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会の設置

本県では、排出事業者等への責任追及を行うに当たり、本事案の発生から今日の事態に至った経緯と本県の対応状況を明らかにし、その上で、行政責任についての徹底的な検証を行うため、外部有識者で構成する「県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会」（委員長 安達孝一弁護士。以下「検証委員会」という。）を、平成 14 年 10 月に設置（設置及び関係事務所掌：総務部人事課）した。

なお、このような第三者的立場から行政責任を検証する組織を、検証対象である自治体自らが設置した例はこれまでになかったものである。

#### (1) 設置目的

本件のような大量不法投棄に対し、県民が、「なぜこうした事態に至ったのか」、「もっと早くに対応ができなかったのか」など、これまでの行政対応に疑問を持つのは当然であるとの認識の下、次の事項について検討することを目的として本委員会を設置した。

- ① 県民に対する説明責任
- ② 不法投棄関係者に対する徹底的な責任追及
- ③ こうした事態を二度と発生させないための体制づくり等を進めるための基礎資料づくり

#### (2) 「行政責任」の主体

「職員個人の責任」ではなく、「組織責任」をもって「行政責任」ととらえる。

#### (3) 検証の視点

本件事案の当時において、廃棄物処理法のもとで義務付けられるとまではいえない行為を事後的観点から要求するものではない。同法を実施する責任のある県の本件事案の当時の対応について検討し、行政責任を考える。

#### (4) 調査の対象

- ① 対象期間：平成 7 年 9 月 29 日から平成 12 年 8 月 23 日まで  
（県が三栄化学の不法投棄を初めて知ることとなった時点から当該業者に対する産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し時点まで）
- ② 対象機関：廃棄物処理法の所管部署

### 2 検証委員会における検証結果

本委員会は、平成 14 年 10 月の設置以来、7 回にわたる協議と調査検証を重ね、平成 15 年 3 月、本県知事に対して「県境産業廃棄物不法投棄事案検証結果報告書(答申)」（以下「検証結果報告」という。）が提出されているが、その主な内容は次のとおりである。

なお、検証の結果、今後、本県がとるべき行政責任としては、「本事案の原状回復の早期実現」と「再発防止の徹底」であるとされたところである。

#### (1) 平成 8 年 11 月 5 日になされた三栄化学に対する収集運搬業の 20 日間停止処分

本県は、他県の対応例を調査し、さらに厚生省にも協議して行政処分の内容を選択した。当該処分を行うに際して、不法投棄から 1 年近くの時間が経過しているのは、県が行政処

分の実施の可否を厚生省に照会していた等のためである。この処分については、内容及びタイミングの点で妥当であった。

## (2) 収集運搬業の 20 日間停止処分後のフォロー

三栄化学は、県では処分業者ではなく収集運搬業者であったこと、最終処分の許可は青森県が出していたことで、監視の目が厳しくならなかったと考えるが、県内の土地への不法投棄者であると整理して、フォローをすべきであった。

処分業者と収集運搬業者は非常に密接な関係があること、当該業者が過去に違反をしていること、当該不法投棄現場が不法投棄の誘発要因が大きい場所であることに留意し、もう少し厳しい監視手段をとる必要があった。

## (3) 平成 12 年 2 月 7 日になされた三栄化学に対する収集運搬業の更新許可

三栄化学に関しては、平成 8 年の業務停止処分の後に、県の調査で不法投棄が極めて疑わしい事実等が確認されている。当該業者の更新許可の検討に当たっては、

- ① おそれ条項(廃棄物処理法第 7 条第 3 項第 4 号ホ)の適用による不許可処分
- ② おそれ条項の適用が疑われるため、その調査のため当分の間の許可保留
- ③ 事情聴取等を実施するなど行政としての一定の義務を果たした上での許可という選択肢があるにもかかわらず、許可をしている。県は、おそれ条項に該当するかどうかを検討し、結果的に、該当するという判断をすべきであった。

更新許可をしたことには、違法性があると考えられる。

## (4) 平成 12 年 6 月 22 日以降の数次にわたる措置命令・改善命令

原状回復を第一義に考え、判明する事実に応じて、必要な措置命令・改善命令を出しているのは、適切な対応であった。

## (5) 平成 12 年 8 月 23 日になされた三栄化学に対する収集運搬業の許可取消処分

一連の行政命令によって、当時現認されている不法投棄物のうち最も危険性が高いドラム缶の撤去が、平成 12 年 8 月 18 日に終了したことから、県はこの時点で許可の取消処分をしている。

上記の更新許可を所与とすると、この時期に許可取消処分をしたことは妥当であった。

## (6) 関係機関との連携

県の行政内部の連携について、本庁と保健所との関係では、平成 8 年の行政処分後のフォローが十分になされなかった点について、本庁と保健所との、指示、報告等の一連の体制が明確でなかった。

警察と行政との関係は、警察の内偵捜査の時期に行政の権限行使が控えられ、結果的に不法投棄が拡大した可能性は否めない。当時においては、県には、警察とのこうした関係以外選択肢がなかったと考えるが、行政処分と司法処分とは独立したものであるということは、今後整理すべき重要な課題である。

関係都道府県等との連携については、県境の人目に付かない場所であること等を考慮し、より確実な指導と監視が行われるように、青森県との密接な情報交換や合同の対応が必要であった。

### 3 検証委員会における検証期間以後(平成 12 年 8 月 24 日以降、平成 25 年 1 月 31 日まで)の本県の対応状況

本県は、平成 12 年 8 月 24 日以降においては、行為者に対してIV 1 (3)①表 7、②のとおり措置命令等を遅滞なく発出するとともに、三栄化学の財産仮差押を行い、当仮差押財産のうち預金分を充当してIV 1 (3)③のとおり措置命令を履行させてきた。

また、排出事業者等に対して、違反が判明する都度、遅滞なく命令を発出している(詳細は別表 1 参照)。

一方、I 5 のとおり両県は合同検討委員会を平成 14 年度に設置し、15 年度に本委員会から報告が行われ、本現場の原状回復等への対応を行っていくこととした。

さらに、検証結果報告により「違法性がある」と指摘された「原因者に対する収集運搬業の許可更新」について、この管理責任を問い、平成 15 年 9 月 5 日付けで、当時の職員 2 人を地方公務員法に基づく戒告処分、職員 1 人を訓告処分とした。

### 4 不適正処分の再発防止策

検証結果報告においては、「再発防止の徹底」に向けた次の 5 つの対応方針が提示されており、それらへの取り組み状況は、下記のとおりである。

- (1) 国と県、関係都道府県相互、県機関相互など、関係機関との連携の強化
- (2) 問題の重要性に対する危機管理の徹底と職員研修の徹底
- (3) 早朝・深夜等における監視活動による不法投棄の早期発見・早期対応の徹底
- (4) 廃棄物処理法上の行政処分等の積極的な対応
- (5) 廃棄物処理法の不備を補完する条例の制定

なお、本県では、この検証を契機として、単に廃棄物行政のみならず、県の行政システム全体においても事務の見直しを図り、他部門においても同様の事態が再発することのないよう徹底することとし、平成 15 年 5 月以降、総務部が所管する全庁的取組みである行政品質向上運動のなかで、各部局の対応を推進していくこととしている。

#### <検証結果報告における 5 つの提言に関する取り組み状況>

##### (1) 関係機関との連携の強化

###### ① 国との連携強化

本事案に係る原状回復及び排出事業者等の責任追及を、環境省と連携しながら進める。

また、本事案を教訓として、国に対し、新たな制度創設を提案(強制加入保険制度の創設による排出事業者等の責任強化など)するなど、再発防止のための新たな枠組みづくりを働きかけてきている。

###### ② 都道府県相互間の連携強化

ア 平成 13 年度から北東北三県で、県境地域の合同パトロールを開始し、県境地域の監視強化を図っている(平成 14 年度からは宮城県が新たに加わり一層強化)。

イ 平成 13 年度から北東北三県で、各県が保有するヘリコプターの使用による合同スカイパトロールを開始(各県警察本部、海上保安部も参加)し、空からの監視を強化して



いる。(平成 15 年 6 月からは山形県、同年 10 月からは宮城県、平成 16 年 6 月からは福島県及び北海道、平成 18 年 10 月からは新潟県が参加)

ウ 平成 14 年度に、北東北三県が同一内容で「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議条例」及び「産業廃棄物税条例」を制定することにより、制度面からも北東北圏域が一体的に取り組むよう体制の整備を図ってきている。

エ 地方分権研究会において、宮城県、三重県、和歌山県、福岡県と連携し、効果的な産業廃棄物の不法投棄未然防止対策についての研究を推進してきている。

### ③ 県機関相互の連携の強化

県の関係部局が横断的に対策に当たるための「廃棄物監視指導マニュアル」を作成し、廃棄物監視、指導事務の一層の充実を図っている。

また、適時適確に全庁的な課題対応を可能とするよう部局間連携の一層の強化を図ることとしている。

### ④ 市町村等との連携の強化

ア 平成 13 年度に各地方振興局ごとに、振興局、市町村、関係団体を構成員とする「不法投棄通報ネットワーク」を設置し、各地域の不法投棄の監視強化を図っている。

イ 平成 15 年度から、県内 12 市町村(平成 24 年 4 月時点で 24 市町村)に産業廃棄物処理施設への立入権限等に移譲(ただし、県にも同権限を留保)し、市町村と共同して監視を強化している。

## (2) 危機管理の徹底と職員研修の改善

### ① 組織面の機能強化

ア 本庁の担当部署に、平成 13 年度においては出先機関の監視、指導業務を支援する専担組織を、平成 14 年度においては出先機関と一体となって廃棄物の不適正処理対策を行う専担組織をそれぞれ設置し、不法投棄対策に係る体制を強化してきている。

イ また、平成 11 年度から開始した産業廃棄物適正処理指導員(通称『産廃Gメン』: 県警OBなどを非常勤職員として任用配置)による監視体制の強化策として、これまでに要員の大幅な増強を行ってきたところであり、立入検査等の実施件数は平成 23 年度時点で年間 2 万件を超えるまでになっている。

### ② 指導監督担当職員等の養成など

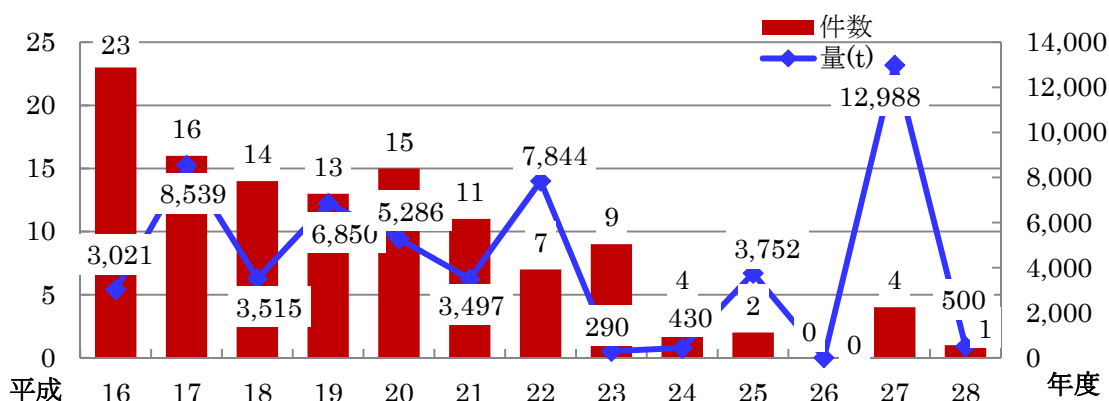
毎年出先機関の職員を対象に実施している廃棄物の監視・指導にかかる研修会の参加者を市町村職員に拡大するとともに、先進県の実務担当者による監視指導の実践方法等をカリキュラムに加えるなど、研修内容をより実践的なものに改善するほか、暴力団等に係る研修会を実施するなど、廃棄物担当職員にかかる研修の充実を図ってきている。

## (3) 早期発見・早期対応の徹底

① 休日等における監視指導を強化するため、平成 15 年度から土日及び祝祭日における産業廃棄物処理施設等への立入調査を実施している。

② 平成 17 年度から不法投棄監視カメラ(当初は環境省より貸与を受けていたが、平成 21 年度より 5 台配備)を利用した監視を実施している。

図3 新規不法投棄事案件数



注 平成15年度以前は全体で22件、66,338トンである。

#### (4) 行政処分等の積極的な公表

##### ① 行政処分の取扱い

行政処分を行った場合には、被処分者名、処分内容等を報道機関に情報提供してきていたが、さらに、随時県のホームページ上に情報を掲示するなど、より積極的な公表に努めている。

##### ② 地域住民への対応

地域住民の関心の高い事案については、必要に応じ、行政処分に係る地元説明会等を行うこととしている。

#### (5) 廃棄物処理法の不備を補完する条例の制定

本事案の教訓を踏まえ、平成14年12月議会で「循環型地域社会の形成に関する条例」、「県外廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」及び「岩手県産業廃棄物税条例」を制定した。今後、これら条例を踏まえ、その内容を確実に実施することに努める。

なお、これら条例における特記すべき規定内容と現在の取り組み状況は次のとおりである。

##### ① 「循環型地域社会の形成に関する条例」

###### ア 優良な産業廃棄物処理事業者の育成制度

優良な産業廃棄物事業者を育成し、安心して産業廃棄物の処理を委託できる体制を整備するため、「産業廃棄物処理業者育成センター」を設置することとし、平成15年7月30日、同センターとして社団法人岩手県産業廃棄物協会を指定した。これは、条例を根拠とする設置手法としては、全国初のものである。

同センターは、「産業廃棄物処理事業者の格付け」と「廃棄物処理事業者の保証金制度」を実施することとしたが、これらも全国初の制度である。

###### ※1 「産業廃棄物処理事業者の格付け」

産業廃棄物事業者からの申請に基づき、審査後、優良事業者として格付けを行い、公表する。

平成16年3月に第1回目の格付けを実施し、当初は各評価項目に関する適否

を公表していたが、平成18年度から、★から★★★までの3段階でランク付けする新格付け制度へ移行している。

※2 「廃棄物処理事業者の保証金制度」

不適正処理や倒産などによる原状回復措置が必要となった場合の対応のため、あらかじめ産業廃棄物処理事業者から保証金を預かることとしている。

イ 有価物偽装の不適正処理対策(全国初の規定)

屋外に放置されていたり地中に埋設されていたりしている有価物を含む廃棄物等の適正保管義務を規定するとともに、廃棄物等に起因する環境汚染の蓋然性が高いと認められた段階での、掘削等の調査命令及び原状回復等措置命令について規定している。

② 「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」(北東北三県共同)

ア 県外産業廃棄物の搬入事前協議の義務化

従来、行政指導で実施していた事前協議制を条例に規定し、義務化した。

原則として、県内への受け入れは、リサイクル目的のもの及び青森県・秋田県からの搬入物に限定することとしている。

イ 環境保全協力金制度(全国初の規定)

県外から産業廃棄物を搬入する排出事業者に対し、本県の地域ゼロエミッション施策への協力を求める形で、処分目的(最終処分・中間処理・リサイクル)に応じ、それぞれ所定の金額を協力金として負担させることとしている。

③ 「岩手県産業廃棄物税条例」(北東北三県共同)

産業廃棄物の減量化及びリサイクルの促進を図るため、法定外目的税として産業廃棄物の最終処分場への搬入量を課税基準とし、納税義務者を排出事業者及び中間処理事業者とする県税条例を制定したところであり、平成16年1月から施行している。

## 5 排出事業者等の責任追及における都道府県等相互の協力及び連絡調整

平成14年8月に、環境省の主催による「青森・岩手県境不法投棄に係る関係都県市部長会議」の開催を皮切りとして、両県連携による具体的な排出事業者等の責任追及事務が開始され、責任追及の具体的方策の検討や対象事業者の調査などを進めた。

そして、以後、関係都県市には、両県と共同開催による報告徴収に関する事業者への説明会の実施をはじめ、円滑かつ確実な報告の徴収を図るための事業者の所在地確認及び回答の督促並びに特定の事業者に関する許可の状況等詳細情報の提供などの協力を得てきたところである。

また、特定の事業者に対する立入検査に際しては、必要に応じ同行・立会してもらうなど円滑な検査の実施等にも多大な協力を得ているものである。

その結果、措置命令又は納付命令を26事業者に対して行っているところであり、今後においても、両県の協力はもとより、関係都県市についても、引き続き緊密な連携の下、協力が得られるよう要請していくこととしている。

## 6 特定支障除去等事業実施以降において県が講じた措置に対する検証

特定支障除去等事業実施以降において県が講じた措置（排出事業者等への責任追及、不適正処分の再発防止策）について、平成24年11月22日及び11月26日に検証委員会元委員3名及び原状回復対策協議会委員1名から意見聴取を行った結果、次のとおり意見が示された。

これら意見については、今後の措置（排出事業者等への責任追及等）に反映させることとし、併せて、V4 不適正処分の再発防止策を引き続き実施することにより、不法投棄等の撲滅を図ることとする。

### (1) 原因者及び排出事業者等への責任追及に関する意見

#### ① 行為者に対する責任追及について

ア 行為者に対する廃棄物撤去・原状回復の措置命令、その不履行の場合の財産仮差押に基づく廃棄物撤去作業、行為者による措置命令履行が困難となった後の代執行、代執行費用の納付命令、納付命令の滞納に対する財産差押などが行われてきており、段階ごとに状況に応じて適切な対応がされてきていると評価できる。

イ 行為者に対する資金回収のための戦略については、行為者の破産のために回収資金はわずかであり、今後の回収の見込みも少なく、必ずしも十分な効果を上げているとはいえない。行為者の破産などが予想できる早い段階での手続着手や役員責任の追及など、資金回収の手立てに課題が残されている。

#### ② 排出事業者等に対する責任追及について

ア 行為者の取引台帳や収集運搬業者の報告書に基づく排出事業者の把握、排出事業者等に対する調査に基づく廃棄物処理法違反の特定、廃棄物処理法違反に対する廃棄物撤去の措置命令又は廃棄物撤去相当費用の納付命令などが行われてきているほか、法的責任によらない自主的な措置も行われていることから、適切な対応であると考えられる。

イ 時間の経過とともに排出事業者等への責任追及は非常に困難な作業となっていることから、今後も法律違反が疑われた場合には、迅速かつ適切な責任追及が求められる。

#### ③ その他

原状回復対策協議会は県の説明責任の場としての効果を発揮しており、この問題に対する県の行為者及び排出事業者等に対する責任追及の姿勢を県民に周知し、また、不適正処分の再発防止においても貢献している。

### (2) 不適正処分の再発防止策に関する意見

① 不適正処分の再発防止策としては、普及啓発活動をはじめとして、早期発見と早期対策に不可欠な地域社会の協力を含む広範な主要行政機関間の連携強化、海上や上空を含むパトロールの強化、産廃Gメンの活用、職員訓練、違反情報の公表など、想定されるさまざま措置がそれぞれ取り入れられており、適切な対策がとられていると考えられる。

② 早期に、循環型地域社会の形成に関する条例、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例及び岩手県産業廃棄物税条例が定められたことにより、不適正処理の改善、格付けされた産業廃棄物処理業者の増加、県外からの搬入抑制、また、県産廃棄物の減量のそれぞれにおいて効果が現れており、適切な対応がされていると考えられる。

- ③ 国の制度に先がけて導入された優良産業廃棄物処理業者の育成制度は処理業者の質的向上に寄与しており、排出事業者が処理業者を選択する際の重要な指標となっている。今後も岩手県産業廃棄物処理業者育成センターとの連携を深めるなどして、不適正処分の再発防止に努めることが期待される。
- ④ 不適正処分の再発防止に関する施策を持続的に実施するためには、職員が規範意識の醸成を努め、規範力の一層の強化が必要であり、不適正処分が行われにくい、危機管理を内在化した仕組みを確立し、県民が安全で安心できる地域社会を構築していただきたい。

## VI その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要事項

### 1 支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項（別図 10,11,12 参照）

#### (1) 水系への影響の配慮

支障の除去等の実施に伴い、地下水周辺に汚染拡散が生じていないか効果測定を行うため、本県側現場で次のとおり周辺環境モニタリングを実施し、結果を公表するとともに、事業の終了に際しても、事業効果を確認するための調査を行い、その結果を公表する。

また、緊急時の体制にも万全を期し、汚染拡散防止のための準備を常に整えていくものである。

- ① 場内の廃油高濃度領域に設置した 8 ヶ所と地下水位コンターの谷部の敷地境界及び青森県境に設置した 16 ヶ所の地下水観測井で、定期的（年 4 回）にモニタリングする。
- ② 現場から湧出する沢、現場周辺を源流とする河川及び場内処理水放流のための調整池等の計 11 ヶ所について、定期的（年 4 回）にモニタリングする。
- ③ ①及び②の場所で 1,4-ジオキサン等を定期的（月 1 回、降雪期で採水不能な場合を除く。）にモニタリングをする。
- ④ 原状回復対策協議会の検討を踏まえ、不測の事態等に備えた不定期のモニタリング等を行う。

#### (2) 大気等への影響の配慮

支障の除去等に当たっては、事業内容を精査するとともにこれまでの調査結果に基づき、環境への影響が懸念される場所において、大気、騒音、振動等必要な項目について調査を行い、その結果を公表する。

調査場所と調査項目については、平成 24 年 3 月に原状回復対策協議会の意見を聴取し決定した（別図 12 参照）。

### 2 都道府県等の相互の協力及び連絡調整

I 5 及び III 3(7)に示しているとおおり、今後も両県で連携していくこととする。

### 3 実施計画策定に当たって住民の意見等が反映される必要な措置

これまでの合同検討委員会においては、地域住民の代表者も構成員として参加してきたこと、審議はすべて公開により実施してきたことなどから、地域住民の意見等は十分に反映された検討状況となっている。

また、実施計画の策定過程においても、本県では、これまで地域住民の代表者を委員とする原状回復対策協議会を 2 回、住民説明会を 8 回実施してきており、地域住民の意見・意向把握に努めてきているところであり、原状回復対策協議会を開催する都度、二戸市を通じて各町内会に原状回復の取り組みを広報するなど地域住民への情報公開にも努めてきているところである。

実施計画策定後であっても、原状回復対策協議会を継続して開催（平成 29 年 12 月までに計 72 回開催）しており、事業完了まで事業遂行上の様々な事項などについて、協議と意見

集約を行うとともに、地域住民への説明会も適時適確に実施していくこととしている。

なお、実施計画の変更に当たっては、平成 29 年 2 月から平成 30 年 1 月までの間、岩手県環境審議会及び二戸市から意見聴取を実施している。

意見聴取の結果、岩手県環境審議会からは、実施計画の変更について相当とする旨答申されている。

また、二戸市からは、実施計画の変更について異議がない旨回答されている。